

補助金名

# 知的財産権取得 サポート補助金

知的財産権

企業等の積極的な人材育成を促進するために、中小企業大学校や岡山県産業振興財団等の公的支援機関が実施する長期間の研修に従業員を参加させる際に、その費用の一部を補助します。

補助対象  
事業

- 特許権（特許法第66条第1項）
- 実用新案権（実用新案法第14条第1項）
- 意匠権の取得に係る費用（意匠法第20条第1項）

補助対象  
経費

- 出願料、出願請求料、技術評価請求料
- 知的財産権の出願及び取得、調査に係る手続きを弁理士または弁護士に委託した場合の報酬

補助率  
補助額

補助対象経費（税抜）の**1/2以内**  
 上限 特許権：**20万円** 特許権以外：**10万円**  
 ※同一年度において補助対象となる出願1件まで  
 ※補助金額は、千円未満を切り捨てます。

申請期間

令和7年2月28日まで  
 （ただし、予算額に達し次第、受付終了）



このサポート補助金は「津山市内に本社又は主たる事業所若しくは工場を有する企業」が対象になります

